

運 営 規 程

(グループホーム 用)

社会福祉法人みやぎ会

認知症高齢者 グループホーム ふるさと

認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人みやぎ会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は、グループホーム ふるさと とする。

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名 (兼務)
管理者は、現場責任者として各ユニット及び法人との連絡調整を行う。
管理者は、業務等の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 2名 (兼務)
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。
- ③ 介護職員 12名以上
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、18名とする。

1ユニット9名×2ユニット

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者的心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- ① 家賃 23,500円／月
 - ② 食材料費 30,000円／月
 - ③ 光熱水費 16,000円／月
 - ④ その他日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担することが適當と認められる費用
(詳細については「重要事項説明書」ならびに「介護保険給付外サービスについて」記載)
 - ⑤ 貴重品の管理 (詳細については④と同じ)
 - ⑥ 利用者及び利用者の家族の希望による個人専用家電製品の電気代 (詳細については④と同じ)
 - ⑦ 利用者及び利用者の家族の希望による協力病院以外の医療機関への通院付添い、薬取り代行
(詳細については④と同じ)
 - ⑧ 利用者の希望による外出付添い、買物代行 (詳細については④と同じ)
 - ⑨ おむつ代は実費負担となります。尚、ご本人又はご家族に購入して頂くようになります。
- 2 月の中途における入居または退去については日割り計算とする。
 - 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であつて認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。

- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

- 第11条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。
- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

- 第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずる。

(損害賠償)

- 第13条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(地域との連携)

- 第14条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等地域との交流に努める。
- 2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に力義務とする経過措置が設けられています。・協議会については提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
 - 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(緊急時対応)

- 第15条 施設サービスの提供中に、入所者の病状の急変等が生じた時は、速やかに主治医又は施設が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じる。
- 2 施設は、速やかに入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

- 第16条 施設は、想定される非常災害の種類ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的計画を定めるものとする。

- ① 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域消防署の協力を得た上で、年2回以上実施する。
- ② 地域住民との連携体制を確保するとともに、訓練への参加が得られるよう努める。

(虐待防止)

第17条 施設は、入所者的人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための指針の整備。
- ② 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置。
- ③ 職員に対する研修の実施。（年2回以上）
- ④ その他虐待防止のために必要な措置。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、これを速やかに市町村へ通報するものとする。

(事故発生時の対応)

第18条 事故が発生した場合は、当該入所者の家族、主治医又は施設が定めた協力医療機関、各市町村へ連絡をおこなうとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- ① 事故発生防止の為の指針の整備。
- ② 事故発生の防止や対策の検討を行う委員会を設置し、検討内容や分析結果を職員に周知徹底する。
- ③ 職員に対する研修会の実施。（年2回以上）

(身体拘束廃止に向けた取組)

第19条 サービスの提供にあたっては、入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わないものとする。

ただし、入所者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の整備や適正な手続きにより身体拘束を行う。

2 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 身体拘束等の適正化のための指針の整備。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。
- ③ 職員に対する研修の実施。（年2回以上）

(衛生管理)

第20条 施設は、入所者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症又は食中毒の発生または蔓延の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催
- ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ③ 職員に対する研修及び訓練の実施。（年2回以上）

(業務継続計画の策定等)

第21条 施設は感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(認知症介護に係る基礎的な研修)

第22条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 施設は職員の資質向上を図るため、研修の機会を設け、業務体制を整備する。

① 採用時研修

② 施設内研修 月1回

2 職員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

3 施設が得た入所者及びその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者及びその家族の同意を得るものとする。

4 サービスに関する入所者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。

5 施設は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供が終了した日から5年間とする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則 この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。